

項目	国際会計基準	日本基準	UK GAAP	French GAAP	German GAAP
財務諸表の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状態計算書 ・包括利益計算書 ・所有者持分変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・注記 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書(注) ・注記 ・附属明細表 (注)連結財務諸表を作成している場合は作成不要	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書(注) ・総認識利得損失計算書(注) ・キャッシュ・フロー計算書(注) ・注記 (注)連結財務諸表を作成している場合は開示を省略できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・附属明細書(注記が含まれる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主持分変動計算書(注) ・キャッシュ・フロー計算書(注) ・注記/附属明細書 (注)連結財務諸表を作成している場合は作成不要
包括利益の報告	必要	不要	必要 (注)連結財務諸表を作成している場合は省略できる。	不要	不要
企業結合の会計処理	パーチェス法	パーチェス法	パーチェス法(一定の状況下では持分プーリング法が適用される)	パーチェス法(一定の状況下では持分プーリング法が適用される)	パーチェス法
開発費	資産計上	費用処理	資産計上あるいは費用処理の選択適用	資産計上あるいは費用処理の選択適用	資産計上あるいは費用処理の選択適用
(固定資産の減損)減損の兆候	損益、キャッシュ・フローや回収可能価額等で判断 (数値基準なし)	損益、キャッシュ・フローや回収可能価額等で判断 (具体的な数値基準として、市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合はある。)	損益、キャッシュ・フローや回収可能価額等で判断 (数値基準なし)	損益、キャッシュ・フローや回収可能価額等で判断 (数値基準なし)	市場価格が帳簿価格より低いかどうかで判断(市場価格の下落が一時的である場合を除く) (数値基準なし)

IFRS・日本基準・UK GAAP・French GAAP・German GAAP の主要な相違点(上場会社・単体)

項 目	国際会計基準	日本基準	UK GAAP	French GAAP	German GAAP
のれん	<ul style="list-style-type: none"> ・非償却 ・減損テストは、減損の兆候に関らず最低年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として 20 年以内に定期的に償却 ・減損テストは、減損の兆候があるときのみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として 20 年以内に定期的に償却 ・減損テストは、減損の兆候があるときのみ。ただし、のれんを償却しない場合または 20 年以上で償却する場合には、毎年減損テストを実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非償却 ・減損テストは減損の兆候があるときのみ (連結財務諸表においては、定期的に償却) 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積経済耐用年数で償却 ・減損テストは、減損の兆候に関らず最低年 1 回
(リース会計) ファイナンス・リースの借手	資産計上	資産計上	資産計上	オフバランス	資産計上 (ただし、税法通達及び租税裁判所の判例に従って、オフバランスとされる範囲は広い)
金融商品の時価評価	<ul style="list-style-type: none"> ・売買目的有価証券(P/L計上)とその他の有価証券(その他の包括利益)を時価評価(IAS39) ・すべての金融商品の時価開示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買目的有価証券(P/L計上)とその他の有価証券(資本直入)を時価評価 ・2010 年 3 月期以降、すべての金融商品の時価開示が注記として必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買目的有価証券(P/L計上)とその他の有価証券(その他の包括利益)を時価評価 ・すべての金融商品の時価開示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券は保有目的に応じて 4 区分に分類されるが、いずれも低価法で評価される。 ・区分に応じて、使用価値による低価法、市場価値による低価法、譲渡可能価格による低価法などが適用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年基準で流動資産と固定資産に分類し、流動資産は低価法、固定資産は取得原価評価

項 目	国際会計基準	日本基準	UK GAAP	French GAAP	German GAAP
退職給付会計	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務及び年金資産に基づき会計処理 数理計算上の差異については、即時認識又は遅延認識。即時認識の場合は資本直入も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務及び年金資産に基づき会計処理 数理計算上の差異については、即時認識又は遅延認識(すべて純損益) 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務及び年金資産に基づき会計処理 数理計算上の差異については、即時認識(資本直入)のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務及び年金資産に基づき会計処理。オフバランス処理も可 数理計算上の差異は即時認識または遅延認識。ただし、資本直入での即時認識は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務¹及び年金資産に基づき会計処理。外部積立はオフバランスも可 数理計算上の差異については即時認識(純損益)のみ
繰延税金資産	回収可能性の判断については、合理的な計画が必要(毎期検討)	回収可能性の判断については、合理的な計画が必要(毎期検討)	回収可能性があるもののみ資産計上	税効果会計は適用されない。	任意で計上可(繰延税金負債は計上を強制)
(収益) 収益の認識	<p>(以下の全てが満たされているとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要なリスク及び経済的価値が買手に移転 販売後、管理上の関与も実質的な支配も保持しない 取引に関連する経済的便益が流入する可能性が高い 収益の額や発生した原価を信頼性をもって測定可能なこと 	実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付により実現したものに限り	取引の実行により、対価請求権を獲得したものに限り	法的な所有権の移転に基づいて計上	実現主義の原則に従い計上

¹ 割引率はドイツ中央銀行が公表する過去7年間の市場平均金利

IFRS・日本基準・UK GAAP・French GAAP・German GAAP の主要な相違点(上場会社・単体)

項 目	国際会計基準	日本基準	UK GAAP	French GAAP	German GAAP
(棚卸資産) 評価基準	帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定	正味売却(実現可能)価額が帳簿価額より下落している場合、簿価を切り下げ	帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定	帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定	帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定
(有形固定資産) 投資不動産	公正価値にて每期測定又は取得原価(取得原価による場合、時価等を開示)	他の有形固定資産と区別せず、取得原価ベースにて計上(2010年3月期から時価等を開示)	公正価値にて每期測定	他の有形固定資産と同様、取得原価ベースで計上	他の有形固定資産と同様、取得原価ベースで計上
(有形固定資産) 減価償却	・経済的実態を反映	・経済的実態を反映。ただし、耐用年数等が不合理でない限り、税務上の減価償却方法が認められている。 (税務上、減価償却費の損金経理要件がある)	・経済的実態を反映。一定の要件を満たした場合、減価償却を実施しないことを認める。 (税務上、減価償却費の損金経理要件なし ²)	・経済的実態を反映。ただし、税務上の増加償却を特別損失で計上することが認められている。 (税務上、減価償却費の損金経理要件がある)	・経済的実態を反映 (税務上、減価償却費の損金経理要件なし ³)
セグメント情報	マネジメント・アプローチ (経営者の視点によるセグメント)	マネジメント・アプローチ (ただし、セグメント情報は連結財務諸表を作成していない場合のみ必要)	事業の種類別、所在地別など (ただし、セグメント情報は連結財務諸表を作成していない場合のみ必要)	作成不要	作成不要

² 税務上、会計上の減価償却費をいったん取り消し、あらためて税務上の減価償却費(Capital allowance)を損金算入

³ 税務上の選択権を行使して、異なる金額の減価償却費を計上できる。ただし、税務計算のために、取得時点・価格・償却方法・金額などを継続的に記録する必要がある